

事例番号:380021

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 26 週 0 日 母体の縦隔腫瘍管理のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 29 週 0 日

11:11 母体の縦隔腫瘍治療のため帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 0 日

(2) 出生時体重:1200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.38、BE 1.5mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生: 気管挿管

(6) 診断等:

分娩当日 早産極低出生体重児

(7) 頭部画像所見:

生後 61 日 頭部 MRI で先天性の脳障害や大脳基底核・視床の明らかな信号

異常を認めない

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

妊娠経過、分娩経過、新生児経過に脳性麻痺発症に関与する事象を認めず、脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

縦隔腫瘍管理のため当該分娩機関へ紹介後の妊娠 26 週 0 日から妊娠 28 週 6 日までの入院中の管理(連日ノンストレス実施、超音波断層法実施、複数診療科併診による縦隔腫瘍の管理)は適確である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 29 週 0 日、母体の縦隔腫瘍治療のため帝王切開を実施したことはやむを得ない。

(2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(3) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(気管挿管)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与すると考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進する

ことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して
なし。